破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４号
秋田市飯島字坂道端12番地６
債務者　淀川　　恵
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
秋田市中通５丁目７番28号
債務者　德山　和恵
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
秋田市山手台２丁目６番地29
債務者　髙橋　陽子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２号
福島市大森字北島43番地の１
債務者　菅野健太郎
１　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の526
債務者　菊池　克哉
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
茨城県水戸市三の丸３丁目13番13―102号
ドミール303
債務者　熊谷　優子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
茨城県ひたちなか市大字中根4535番地の４
債務者　直井　紀子（旧姓菊池）
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地の223
債務者　川野久美子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
茨城県水戸市元吉田町1455番地の１　レオネクストＫⅢ101号、旧住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚2079番地の２　メゾンアルエット205
債務者　中臺　雅彦
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８６号
茨城県水戸市見川３丁目587番３号　ストローハットＡ棟101号、住民票上の住所茨城県水戸市栄町２丁目９番20号
債務者　松本　芳隆
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
茨城県かすみがうら市下稲吉2645番地16、前住所茨城県土浦市富士崎２丁目６番29―504号
債務者　樋口　直文
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４４号
茨城県つくば市松代１丁目30番地２　ベルヴィＳＥＮ―Ａ棟101号
債務者　山本　貴子
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１号
群馬県桐生市錦町３丁目８番30―32号
債務者　阿久津淳子
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第２８号
石川県河北郡津幡町字太田ほ145番地26　ウイング１―103号室、住民票上の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ289番地４
債務者　田川　賢治
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
石川県加賀市山代温泉大和町267番地
債務者　児玉　哲也
１　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４０号
山梨県笛吹市境川町寺尾3118番地
債務者　後藤　貴文
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1220番地１
債務者　江野　了少
１　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係